

北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則

北上市奨学金貸与規則（平成3年北上市規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請の手続)</p> <p>第2条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 学業成績証明書</u></p> <p><u>(3) 在学証明書</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>(保証人)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する保証人は、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条に規定する地方税を滞納していない次</p>	<p>(申請の手続)</p> <p>第2条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) 学業成績証明書</u></p> <p><u>(7) 在学証明書</u></p> <p><u>(8) 申請者の属する世帯の生計を維持する者の課税所得に関する証明書</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p>(保証人)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する保証人は、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条に規定する地方税を滞納していない次</p>

に掲げる者とする。

(1) 保護者又は親権者

(2) [略]

2 [略]

(貸与の決定)

第4条 市長は、奨学金の貸与の可否を決定したときは、奨学金貸与決定通知書（様式第6号）又は奨学金不貸与決定通知書（様式第7号）により、第2条に規定する書類を提出した者に通知するものとする。

(返還減免の対象者)

第8条 条例第10条第3号に規定する市長が相当であると認める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 減免を受けようとする年の前年の1月1日において、市内に住所を有する者
- (2) 前々年の所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する不動産所得、事業所得、給与所得及び雑所得の合

に掲げる者各1人とする。ただし、特段の事情があると市長が認める場合は、次の各号に掲げる者のいずれか2人とすることができる。

- (1) 申請者の属する世帯の生計を維持する者であって、申請者本人以外のもの（以下「保護者」という。）。ただし、保護者がいない場合又は保護者が保証人となることができない事情があると市長が認める場合にあっては、4親等以内の親族

(2) [略]

2 [略]

- 3 前2項の規定は、奨学金の貸与を決定した後に保証人を変更する場合について準用する。

(貸与の決定)

第4条 市長は、奨学金の貸与の可否を決定したときは、奨学金貸与決定通知書（様式第6号）又は奨学金不貸与決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(返還減免の対象者)

第8条 条例第10条第3号に規定する市長が相当であると認める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に1年以上住所を有する者
- (2) 前々年の所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する不動産所得、事業所得、給与所得及び雑所得の合

計額をいう。)が35万円を超える者。ただし、産前産後休業又は育児休業をしている者は、この限りでない。

(3)・(4) [略]

2 [略]

計額をいう。)が45万円を超える者。ただし、産前産後休業又は育児休業をしている者は、この限りでない。

(3)・(4) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

奨学金貸与申請書

申請者	フリガナ 氏名				生年 月日	年 月 日 (歳)			
	現住所		(〒 -)						
	本籍地								
	電話番号				メール アドレス				
	在学 情報 (4 月 時 点)	国公立・私 立区分		学校 区分					
		学校名				学 部 学科名		学 年	
		所在地	(〒 -) 電話				通学 区分		
		入学	年 月 日	卒業予定	年 月 日	正規の 修業年限			
		他の奨学金 貸与							
	貸与期間		年 月 から 年 月 まで (年間)						
貸与金額		<input type="checkbox"/> 30,000円 <input type="checkbox"/> 10,000円 × 12月 × 貸与期間 = 金 円							
減免制度の利用									
奨学金を必要とする理由									

連 帯 保 証 人	フリガナ 氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)		
	住所	(〒 -)			申請者との 続柄	
	本籍地					
	電話番号		メール アドレス			
	職業		勤務先		勤務先 電話番号	
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)		
	住所	(〒 -)			申請者との 続柄	
	本籍地					
	電話番号		メール アドレス			
	職業		勤務先		勤務先 電話番号	
<p>北上市奨学金の貸与を受けたいので、連帯保証人と連署して申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申 請 者</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 ㊟</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 ㊟</p> <p>北上市長 様</p>						

- 備考 1 申請者の氏名は、必ず自署してください。
- 2 連帯保証人の押印は印鑑登録された印鑑で押印してください。
- 3 電話番号・メールアドレスは連絡のつきやすいものを記載してください。
- 4 申請事項が変更になった場合は、速やかに変更届を提出してください。
- 5 連帯保証人それぞれの納税証明書を添付してください。
- 6 同居の家族以外で生計を別にしている連帯保証人は、源泉徴収票等の資力を有していることの証明書類を添付してください。
- 7 北上市に住所を有し、市税が課税されている連帯保証人は、次の同意書に署名押印することで、備考5の証明書の添付を省略することができます。ただし、北上市に住所を有していても、転入などの理由により北上市以外で課税されているときは、備考5の書類が必要になります。

市税の納付に関する調査同意書	
<p>北上市長が、私の市税の納付情報の閲覧及び証明書の交付を受けることに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 ㊟</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 ㊟</p>	

家庭状況調書

		氏名	続柄	年齢	職業	勤務先
申請者と同一生計の家庭状況	収入がある者及び 学校在学者以外の者					
	学校在学者 (4月時点)	氏名	続柄	年齢	学校名（学年）	
		(申請者本人)			()	
					()	
					()	

備考 続柄は申請者から見た続柄としてください。

様式第4号、様式第5号、様式第8号、様式第10号及び様式第12号中「連帯保証人（保護者又は親権者）」及び「連帯保証人（同居の家族以外で生計を別にしている者）」を「連帯保証人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の第8条の規定は、令和6年4月1日以降に返還すべき奨学金の減免から適用し、同日前に返還すべき奨学金の減免については、なお従前の例による。